

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年2月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：ナイジェリア国連邦首都区水道公社事業運営管理能力強化プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：ナイジェリア国連邦首都区水道公社事業運営管理能力
強化プロジェクト

調達管理番号：24a00679

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月12日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ナイジェリア国連邦首都区水道公社事業運営管理能力強化プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。
(全費目不課税)

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2027年10月

期分けは想定していませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の16%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の16%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の8%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年3月頃)

2) 2026年度(2027年3月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ 水資源第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2025年 2月 18日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 2月 18日 12時まで
3	質問への回答	2025年 2月 21日まで
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 3月 7日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 3月 18日まで
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先:) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

- 1) 消極的資格制限
 - 2) 積極的資格要件
 - 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「ナイジェリア国連邦首都区水道公社事業運営管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00317）の受注者（合同会社適材適所）及び同業務の業務従事者。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/FzjXQtjpKG>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしてい

ます。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書 (または別見積書)」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください (ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします)。
- ⑤ 別提案書 (第3章4. (2) に示す上限額を超える提案) がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

（1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	FCTWBの公社化に向けたFCTAの巻き込みやFCTAへの働きかけに関する方針	第3条2(3)(4)
2	中期事業計画に盛り込む内容や策定方法に関する方針	第4条2(1)①
3	水道料金の請求・徴収の向上に関する活動方針	第4条2(1)②③
4	顧客満足度調査の詳細	第4条2(1)③ 活動3-5

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年8月

・ RD 署名 : 2024 年 10 月 15 日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) JICA グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」としての協力

JICA は、多様なパートナーと協働・共創し、開発インパクトを最大化するための課題別事業戦略として 20 のグローバル・アジェンダを設定し、その目標達成に向けて重点的に経営資源を配分する領域や事業を、クラスターと呼ぶマネジメントの単位として設定している。水資源を適切に管理し、全ての人々が飲料水等として持続的に利用できる社会を目指すグローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」におけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」では、水道サービスの改善、運営の効率化、料金収入の確保、投資の確保という好循環により水道事業体を成長軌道に乗せるための運営・経営の改善を目指している。JICA は、このクラスター事業戦略に基づき、各国における開発のセオリーとシナリオを明確にし、多様なパートナーとの協働を追及してインパクトの最大化を目指すこととしている。

本プロジェクトは、連邦首都区水道公社（Federal Capital Territory Water Board、以下、FCTWB）の自立的な水道サービスの改善及び拡張を目指すものであり、同事業戦略に基づき実施されることに留意する。

なお、グローバル・アジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の詳細については、下記の URL を参照のこと。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/index.html>

また、JICA では水道事業体の発展段階を分析するための指標（業績指標や財務指標）を定めている。下記 URL 内 22 ページに記載の「モニタリング表」に基づき、可能な範囲で指標値の収集を行う。

https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybbn-att/business_strategy_01.pdf

(2) ローカルシナリオとセオリーオブチェンジ

上記（１）に関連し、本プロジェクトは、詳細計画策定調査時に作成したローカルシナリオとセオリーオブチェンジに基づき実施することが合意されている（配付資料：M/M参照）。ただし、これら合意済みの内容はあくまで詳細計画策定調査段階のものであるため、プロジェクト活動を実施しながら、FCTWBを取り巻く全体像や将来像を共有し、FCTWBの自助努力を促しつつ、ローカルシナリオとセオリーオブチェンジはより良い方向に随時更新する。また、それに則して業務を進める。

（３）連邦首都区水道公社（FCTWB）の公社化支援

FCTWBは、2018年のEstablishment Actの国会通過により、法的には連邦首都区庁（FCTA）から独立した組織と位置付けられたが、実情は、未だにFCTAから分離しておらず、収入も予算もFCTAの権限の下に置かれている。JICAとしては、FCTWBを成長軌道に乗せ、サービスレベルの向上、アクセスの向上を行うために、公社化は有効な手段と考えており、本プロジェクトではFCTWBの公社化を後押しできるような支援方法を検討する。

（４）FCTAのプロジェクトへの巻き込み²

本プロジェクトでは、成果１の活動にFCTAの職員に参加してもらい、FCTWBと共に中期事業計画を作成することをFCTAと合意している。これは、上記（３）に関連して考えられた計画であり、公社化を見越した中期事業計画を共に作成し、公社化の妥当性、有効性を共通認識として持つことで、公社化を進め易くする意図を持っている。このため、このような認識の下、この活動を行う必要がある。

（５）不法接続対策等に対する支援

不法接続対策やメーター管理などにおいて、顧客と直接相對することで、業務従事者が危険な場面に遭遇することがあり得る。このため、そのような活動では、業務従事者は、アドバイスや他国の事例紹介などの後方支援に徹し、直接的な活動を行わないなどの工夫が必要とされる。

（６）効果的な研修の実施

本プロジェクトでは、2025年度に課題別研修への上乗せ参加（JICAによる直接支出）、2026年度にプロジェクトでの本邦研修（国別研修）を想定する。2025年は、課題別研修「アフリカ地域 都市上水道管理技術者養成」と「上水道施設技術総合A」にFCTWBの職員がそれぞれ1名ずつ参加する。課題別研修の研修内容を

² FCTWBの公社化を後押しするためのFCTAへの働きかけやFCTA職員の巻き込み等に関する具体的な方針について、プロポーザルで提案してください。

踏まえ、より効果的な内容となるよう、本邦研修を企画する。

(7) 他ドナーによる支援と本プロジェクトの位置づけ

中国輸出入銀行の融資により、連邦首都区内の4つの区域で、1日あたり48万³m³の水需要に対応するための配水網の整備を行っている（Greater Abuja Water Supply Project）。また、都市給水分野での支援を行ってきたアフリカ開発銀行（AfDB）も、今後連邦首都区のサテライト都市の支援を検討している。本プロジェクトは、FCTWBが現状の水道事業経営を改善することに加え、今後の配水網の拡張や給水人口の増加に対応するためにも、重要な位置づけとなる。

(8) 安全管理

プロジェクトの実施にあたっては、JICA安全対策措置を遵守する。JICAは、ナイジェリア事務所の安全対策アドバイザーによる定期的な現地視察と危機管理・警備体制についての助言、ナイジェリア事務所より携行型防犯ベルの貸与（執務室内にパニックボタンがないため）等の安全対策措置を講じるが、受注者は次の事項に留意すること。

- ① 安全対策費にて、執務エリア入口のバーグラバーに南京錠を追加設置し、執務室のドア鍵を取り替えてかんぬき錠を設置すること。また、執務室と隣室間のドアにかんぬき錠を設置すること。現金等貴重品盗難防止のため、執務室内に金庫を設置すること。
- ② 外出時、不在時は、第二次及び第三次防衛線の施錠（および窓から内部が見える場合にはカーテン・ブラインドの閉め切り）を徹底すること。
- ③ 非常事態の訓練等を定期的に行うこと。（緊急時のための飲料水・食料等の備蓄（飲料水一人一日3Lが目安、大規模災害に備える場合は食料も含め一週間分）を推奨。）

(9) ラマダン期間中のプロジェクト活動

ラマダンの時期にはプロジェクトの活動に影響が生じ得るため、ラマダン期間の施設の稼働状況や職員の勤務状況を確認のうえ、活動の実施時期について先方と協議して計画・実施する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1「事業計画策定能力が向上する」に関わる活動³

FCTWBがFCTAから完全に独立し、自ら事業計画を立て、それに必要な予算を獲得し、自立的な水道事業経営ができるようになることを目指し、次の活動を行う。

(共通)

活動 1-1：活動ワーキンググループを結成し、オリエンテーションを実施する。

(中期事業計画)

活動 1-2：現行の政策・中期計画の実施状況をレビューし、実施上の課題を検証する（Charter含む）。

活動 1-3：Establishment Actに基づく事業運営を想定し、財務状況及び資産管理の現状・課題を分析・整理する。

活動 1-4：既存の施設整備計画から中期的な需要予測を行い、収支予測を立てる。

活動 1-5：収支予測に基づき、KPIを設定し、中期事業計画を策定・改訂する。

活動 1-6：中期事業計画（案）を提出・承認を得る。

活動 1-7：計画実施状況をモニタリングし、計画をレビューする。

(予算計画)

活動 1-8：予算計画の策定状況や実施状況をレビューし、計画策定や実施上の課題を検証する。

活動 1-9：中期事業計画を踏まえた次年度の予算計画案の策定を支援する。

活動 1-10：予算計画（案）を提出する。

② 成果2「水道料金が実使用量に基づいて請求される」に関わる活動⁴

詳細計画策定調査の結果浮き彫りとなった多重請求や誤請求、精度の低い顧客情報等の課題を改善するため、次の活動を行う。

(共通)

活動 2-1：ワーキンググループを結成し、活動の実施体制を整える（オリエンテーションやパイロットエリアの選定を含む）。

なおパイロットエリアは、支店単位を想定しており、プロジェクト開始後

³ 中期事業計画は最終的にFCTAの承認を得る必要があります。円滑に承認を得るため、事業計画の内容や策定方法に関し工夫すべき点を盛り込み、プロポーザルで提案してください。

⁴ 顧客の支払い意思の向上に向けた活動や未収金回収の具体的な方法を含め、水道料金の請求・徴収の向上に関する活動方針についてプロポーザルで提案してください。

速やかにカウンターパート（以下、「C/P」という。）と相談して決定する。

活動 2-2：関係者に対して請求管理に関する啓発活動を実施する（FCTA への説明も含む）。

活動 2-3：成果 2 に関する活動成果を関係者（FCTA 及び他エリアオフィスを含む）及び他州に共有する。

（顧客情報管理）

活動 2-4：多重請求や誤請求による Returned Bill 等の発生状況を確認し要因を検証する。

活動 2-5：顧客情報の集約プロセス・フロー・媒体の現状と課題を確認する（関連部局の報告様式や料金コードを含む）。

活動 2-6：顧客情報管理フローの最適化を図る。

活動 2-7：顧客情報・データのクリーニングや料金コードの整理を行い、結果を検証する。

（顧客メーター管理）

活動 2-8：メーター管理状況を確認し、課題を抽出する（検針データエラー、メーター不具合への対応など）。

活動 2-9：パイロットエリアにおいてとるべき優先課題を明らかにし、具体的な措置を講じる。

1 つのパイロットエリアにおいて約 100 世帯を対象に、水道メーターの新設や取替等を行う（必要な資機材は現地で調達する）。

活動 2-10：2-9 の結果を踏まえ、メーター管理の改善に向けた更なる提案を行う（検針員への研修などを含む）。

（不法接続対策）

活動 2-11：不法接続対策に関する送水管調査（Trunk Main Survey）や給配水管調査などの実施状況・体制をレビューし、課題を抽出する。

活動 2-12：関連調査を実施し、必要な措置を講じる。

活動 2-13：不法接続対策の改善に向けた提案を行う。

③ 成果 3「料金徴収能力が向上する」に関わる活動⁵

料金徴収率が低く、自立的な水道事業経営ができていない現状を改善するため、次の活動を行う。

⁵ 顧客の支払い意思の向上に向けた活動や未収金回収の具体的な方法を含め、水道料金の請求・徴収の向上に関する活動方針についてプロポーザルで提案してください。

(共通)

活動 3-1：ワーキンググループを結成し（ジェンダーの公平性・多様性を考慮する）オリエンテーションを実施する。

活動 3-2：成果 3 に関する活動及び成果を他州に共有する。

(未収金回収)

活動 3-3：未収金回収に関する現状と課題を確認する。

活動 3-4：未収金回収・処理に係る指針案を策定・承認を得る。

(支払い意思向上)

活動 3-5：顧客満足度調査を実施し、サービス提供に関する現状と課題を確認する⁶。

活動 3-6：顧客ケアハンドブックの活用状況を確認し、顧客ケアの実施促進・モニタリングを行う。

活動 3-7：一般市民向けの啓発活動を実施する。

FCTWB が自ら実施する啓発活動を支援することを想定しており、再委託は行わない。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	成果 2,3 に関する活動及び成果について、他州に共有する。（活動 2-3、活動 3-2）
実施回数	2 回
対象者	他州の水道事業体の職員（旅費等を考慮し職員が対面で参加可能な州を想定）
参加者数	30 人程度／回を想定
開催日数	2 日間／回
実施場所	ホテル等のセミナールーム（30 人用）を想定
実施形態	対面を想定

(2) 本邦研修・招へい

本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

⁶ 顧客の支払い意思に関する調査項目や調査対象世帯の選定方法を含め、顧客満足度調査の実施方法を、プロポーザルで提案してください。

想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	プロジェクトの目的・成果達成を支援するもの。
実施回数	1回
対象者	FCTWB 及び FCTA の担当者
参加者数	約 3 名
研修日数	約 14 日（移動日を含む）
実施形態	対面を想定

（3）その他

① 収集情報・データの提供

- ▶ 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- ▶ 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- ▶ 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の

上、C/P の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及び C/P の合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、上記②のベースライン調査で設定した指標及び JICA で定めた水道事業体の発展段階を分析するための指標を用いてエンドライン調査を行い、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

本業務では以下の対応を行う。

本プロジェクトでは、宗教的な慣習に十分配慮した上で、水資源関連の政策・計画、施策、組織経営、技術開発、活動実施に女性の意見を積極的に反映していけるようワーキンググループ（WG）メンバーへの女性の参画を促していくこととし、計画策定をメインの活動に据えた成果 1 の WG や水道利用者との接触の機会が多く想定される成果 3 の活動における WG メンバーの結成に際し、ジェンダーの公平性や多様性を考慮した人員の選定を提案していく。

第5条 報告書等

1. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。

- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後 40 営業日以内	英語	電子データ	
モニタリングシート	契約締結後 6 ヶ月ごと	英語	電子データ	
業務進捗報告書（中間 成果品として） ① 2026 年 2 月分 ② 2027 年 2 月分	② 2026 年 3 月 16 日まで に提出 ②2027 年 3 月 15 日まで に提出	日本語	電子データ	
JICA プロジェクトブ リーフノート（①第 1 版、②最終版）	① 2026 年 3 月 16 日まで ② 契約履行期限末日	日本語・ 英語	電子データ	
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語・ 英語	製本	日本語 2 部、 英語 4 部
			CD-R	日本語 3 部、英語 5 部

- 事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（１）業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

（２）ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

（3）モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

（4）事業完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

（5）プロジェクトブリーフノート

JICA プロジェクトブリーフノートはプロジェクトの内容、教訓、成果等を分かり

やすくまとめた対外広報用資料であり、主たる読者としては、途上国の関係者、他の開発パートナーの職員、日本国内の援助関係者、JICA 専門家、学識経験者、大学生等を想定する。具体的には、契約締結後、別途 JICA が提供する記載要領に基づき作成するが、目的と基本コンセプト、分量は以下のとおり。

- ・ プロジェクトが問題解決のために取ったアプローチや工夫、その結果、達成した成果、得られた教訓等について、ビジュアルで理解しやすい資料として取りまとめることにより、JICA の事業から得られたナレッジを広く外部の方と共有し、活用してもらうことを目的とする。また、プロジェクトに関する広報資料、国際会議等対外的な説明資料として利用することを目的とする。

- ・ 一般に公開する文書とし、ウェブサイト上で容易に検索、ダウンロードできるようにする。

- ・ プロジェクトのエッセンスを全て取り込んだ簡潔な文書とする。構成は、①プロジェクトの背景と問題点、②問題解決のためのアプローチ、③アプローチの実践結果、④プロジェクト実施上の工夫・教訓、を原則とする。

- ・ プロジェクト開始当初のベースラインやアプローチの検討の段階から、プロジェクトの最終的な成果までの全体を含むようにする。

- ・ 伝えたい内容を端的に表現した地図、図表、写真を多く使用し、現場の状況や協力のアプローチ、成果等を一般の方にも分かりやすく伝える工夫をする。

- ・ カラーで作成し、見た目にも美しく仕上げる。

- ・ 日本語、英語で作成する。

- ・ 分量：和文・英文共に A4 版 8～10 ページ程度を目安とする。

なお、作成にあたっては、発注者との協議を通じて最終化することとし、詳細な仕様は別途 JICA より指示する。以下の URL に掲載されている先行事例と同様の内容、体裁を想定する。

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/water/case/index.html>

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

(1) 中期事業計画

(2) 未収金回収・処理に係る指針

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に

提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	顧客満足度調査	連邦首都都市(FCC)内に居住している約200世帯に対しアンケート調査を実施する。アンケートの内容等の詳細は提案による。	1回	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名（国名）

国名： ナイジェリア連邦共和国（ナイジェリア）

案件名： 連邦首都区水道公社事業管理能力強化プロジェクト

The Project for Enhancement of Business Management Capacity of
Federal Capital Territory Water Board

2. 事業の背景と必要性

（1）ナイジェリアの水セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

ナイジェリア政府は「Nigeria Agenda 2050」において、2050年までに高中所得国となる目標を掲げ、経済活動の基盤となるインフラ開発や公衆衛生の改善等に取り組んでいる。しかし、連邦首都区を含む都市部において安全に管理された飲料水サービスを利用できるのは2022年時点で都市部人口の35.7%に留まり、サブサハラアフリカ地域の都市部平均値である53.0%（WHO/UNICEF Joint Monitoring Programme: JMP）に比べても低い水準にある。特に、連邦首都区では経済成長に伴って年5.0%を超える増加率で人口が増加しており、連邦首都区庁（Federal Capital Territory Administration）（以下、「FCTA」という。）の傘下にある連邦首都区開発公社（Federal Capital Development Authority）（以下、「FCDA」という。）が上水道を含むインフラ整備を一元的に行っているが、水道普及率は29%に過ぎず、需要の急増に対して給水施設の整備が追い付いていない。

連邦首都区の水道施設の運転・維持管理を担っている連邦首都区水道公社（Federal Capital Territory Water Board）（以下、「FCTWB」という。）は、無収水率が約50%と他のサブサハラアフリカ諸国の首都の水道事業体（概ね40%程度）と比較しても高く、残り50%程度の有収水量に対する料金徴収率も50%程度と著しく低い状況である。このような状況はFCTWBの事業経営を困難にするとともに、水道料金を支払っている住民に不公平感を生じさせている。このため、FCTWBとしては、既存の水源及び施設を最大限活用しつつ、給水人口の増加に応じた水道施設の運転・維持管理を実施していくことに加え、適切な顧客管理や料金徴収を行うことが急務となっている。FCTWBはFCTAの傘下に設置されているが、2017年12月にFCTWB公社化法案が成立したことを受け、新総裁の任命や理事会の設立を通じ自立化に向けた組織体制の整備が段階的に進められてきた。

こうした状況に対し、JICAは2014年～2018年に技術協力プロジェクト「連邦首都区無収水削減プロジェクト」及び2020年～2022年に個別専門家「水道事業運営アドバイザー」を実施し、無収水の削減及びFCTWBの自立化に向けた支援を行うとともに、「アフリカにおける破壊的なデジタル技術に係るオープンイノベーション情報収集・確認調査」（2016）のProof of Concept（PoC）事業として現地スタートアップと連携し試験導入したスマートビリングシステムを本格導入するなど、料金徴収率向上に向けた支援を実施してきた。しかし、FCTWB公社化法案の成立から7年以上が経つにもかかわらず、FCTWBの収入及び支出に対する実権はFCTAが掌握しており、FCTWBの経営改善努力が財務状況の改善や職員の処遇改善に反映できず、効率的に事業運営が行えない状況が続いている。実際、本来であれば公社化法案の成立を受けて実施できるはずの配水網拡張のための投資もできず、水道普及率を向上させることが出来ていない。また、水道事業体側が購入、設置すべき水道メーターを、顧客

に購入してもらうという不適切な状況も続いている。

こうした背景の下、FCTWB は我が国に対して将来的な自立化に向けた財政能力及び事業計画策定能力の強化に係る支援を要請した。

(2) ナイジェリアの水セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置付け

対ナイジェリア連邦共和国国別開発協力方針（2023 年 9 月）では、持続可能な経済成長のための基盤づくりの一環として、経済成長を支えるインフラとしてのエネルギー供給改善及び都市開発に協力する方針が示されている。また、2022 年 4 月開催の第 4 回アジア・太平洋水サミットで発表した「熊本水イニシアティブ」にも合致している。更に、2022 年 8 月に開催された TICAD8 では、日本の取組として 30 都市で上下水道整備・管理能力強化を支援することを表明していることから、水道事業体の経営能力の強化に資する本事業は当該セクターに対する我が国の支援方針と合致している。

対ナイジェリア JICA 国別分析ペーパー（2022 年 12 月）では、都市開発プログラムの一環として、連邦首都区における水道事業体の持続的な事業運営のための能力強化が挙げられており、本事業はこれらの支援方針と整合している。また、本事業は FCTWB の長期的な経営基盤強化に資するものであり、水資源分野の JICA グローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」におけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」に位置付けられている。

なお、本事業は SDGs 目標 1（あらゆる形態の貧困の撲滅）、目標 3（健康な生活の確保、万人の福祉の促進）及び目標 6（万人の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保）にも直接貢献する内容となっており、また、ナイジェリアはパリ協定に基づく「自国が決定する貢献（NDC）」の適応策において水セクターに重点を置いており、その方針と矛盾がない。

(3) 他の援助機関の対応

中国輸出入銀行の融資により、連邦首都区内の 4 つの区域で、1 日あたり 48 万³ の水需要に対応するための配水網の整備を行っている（Greater Abuja Water Supply Project）。なお、都市給水分野での支援を行ってきたアフリカ開発銀行（AfDB）も、今後連邦首都区のサテライト都市の支援を検討している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、連邦首都区において、事業計画策定能力の向上、水道料金請求書の精度の向上、料金徴収能力の向上を行うことにより、FCTWB の事業経営能力の向上を図り、もって FCTWB が独自収入で水道事業を運営することに寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

連邦首都区（FCT）のうちの連邦首都都市（FCC）内（約 1,000km²）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：FCTWB 及び関連スタッフ（30 名程度）

最終受益者：FCTWB の水道サービス区域の住民（100 万人程度）

(4) 総事業費（日本側）：3.16 億円

(5) 事業実施期間

2025年4月～2027年10月を予定（計2年6カ月）

(6) 事業実施体制

実施機関：FCTWB

所管官庁：FCTA

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計:56.5人月）

1. チーフ・アドバイザー / 事業経営
2. 水道事業計画
3. 顧客管理
4. 顧客メーター / 給水装置
5. 水道料金徴収・滞納管理

② 研修員受け入れ：

C/P に対する本邦／第三国研修

③ 機材供与：

必要な機材や設備の供与

2) ナイジェリア側

① C/P の配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

- ・プロジェクトの実施に必要なオフィスや設備の提供
- ・プロジェクト現地活動のための費用
- ・プロジェクト・オフィスの電気、水道、通信等のランニングコスト
- ・流量計および顧客メーターを含む商品および消耗品その他必要なもの
- ・プロジェクト活動に必要な情報やデータの提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

FCTWB に対しては、技術協力プロジェクト「連邦首都区無収水削減プロジェクト」（2014年～2018年）でのパイロットエリアにおける活動等をとおして無収水削減能力強化を行った。また個別専門家「水道事業運営アドバイザー」（2020年～2022年）では FCTWB の自立化に向けての組織体制強化の支援を実施した。本事業は、これらの支援の成果を活用しつつ、請求書の精度を高め、料金徴収率を上げる等の具体的な課題に対処することで、FCTWB の更なる経営基盤を強化していくことを企図している。

2) 他の開発協力機関等の活動

中国輸出入銀行の融資による Greater Abuja Water Supply Project が進行中であり、今後、AfDB による支援も検討されている。いずれも新たな施設を建設する事業であり、本事業によって FCTWB の事業経営能力が向上することにより、これらの施設の

運営の持続性が高まることが期待される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類 C

②カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

気候変動による影響の一つに水質の悪化がある。FCTWB の水源はダム貯留水であるため、気温上昇に伴う富栄養化の恐れがある。本事業を通じ、水道事業体の事業経営能力が向上することで、水質悪化に対処する浄水コストの増加に耐え得る経営が行われ、継続的に安定的な給水を行うことができれば、気候変動対策（適応策）に資する可能性がある。

本事業により、FCTWB が安定した水道事業経営を実現し給水サービスを拡張できれば、水道未普及地域の住民や貧困世帯など、これまで安全に管理された給水アクセスを得られない脅威にさらされていた住民にまで給水サービスを提供できるようになり、もって人間の安全保障に寄与する。

3) ジェンダー分類：【対象外】■ (GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<分類理由>調査にて社会・ジェンダー分析がされたものの、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、本プロジェクトでは、宗教的な慣習に十分配慮した上で、水資源関連の政策・計画、施策、組織経営、技術開発、活動実施に女性の意見を積極的に反映していけるようワーキンググループ（WG）メンバーへの女性の参画を促していくこととし、計画策定をメインの活動に据えた成果 1 の WG や水道利用者との接触の機会が多く想定される成果 3 の活動における WG メンバーの結成に際し、ジェンダーの公平性や多様性を考慮した人員の選定を提案していく。

(10) その他特記事項：特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標

FCTWB が独自収入で水道事業を運営する。

【指標及び目標値】

1. 運営維持管理費（O&M）⁷回収率が 120%以上になる。

(2) プロジェクト目標

FCTWB の事業経営能力が向上する。

【指標及び目標値⁸】

1. 実料金収入額が中期事業計画に定めた目標収入額の 95%以上になる。

⁷ 料金収入額（本事業では、キャッシュフローベースとする）÷維持管理費（減価償却費を除く）。

⁸ 目標値は、本事業開始後6カ月を目途に設定する。

2. 料金徴収率が xx%から xx%に増加する。

(3) 成果

成果 1 : 事業計画策定能力が向上する。

成果 2 : 水道料金が実使用量に基づいて請求される。

成果 3 : 料金徴収能力が向上する。

(4) 主な活動 :

【成果 1 に関する活動】

(中期事業計画)

現行の政策・中期計画の実施状況を確認し、実施上の課題を検証したうえで、中期事業計画を策定する。策定に当たっては、FCTWB 公社化法に則った事業運営を想定し、財務状況及び資産管理の現状・課題を分析・整理する。計画は、既存の施設整備計画から中期的な需要予測を行い、収支予測を立て、各種 KPI⁹を設定したうえで、策定する。

策定した中期事業計画(案)は FCTA に提出・承認を得たうえで、実施状況を監理し、必要に応じて計画を見直す。

(予算計画)

これまでの予算計画の策定状況や実施状況を確認し、計画策定や実施上の課題を検証したうえで、中期事業計画に基づいた次年度の予算計画案の策定を行い、FCTA に提出する。

【成果 2 に関する活動】

(顧客情報管理)

多重請求や誤請求等の発生状況、顧客情報の集約プロセス・フロー・媒体の現状と課題を確認したうえで、顧客情報管理フローの最適化を図る。更に、顧客情報・データのクリーニングや料金コードの整理を行い、結果を検証する。

(顧客メーター管理)

検針データエラー、メーター不具合への対応などのメーター管理状況を確認し、課題を抽出する。パイロットエリアを選定したうえで、地区内においてとるべき優先課題を明らかにし、具体的な措置を講じる。活動結果を踏まえ、メーター管理の改善に向けた提案を行う。

(不法接続対策)

不法接続対策に関する送水管調査や給配水管調査などの実施状況・体制を確認し、課題を抽出する。関連調査を実施し、必要な措置を講じる。活動結果を踏まえ、不法接続対策の改善に向けた提案を行う。

【成果 3 に関する活動】

(未収金回収)

未収金回収に関する現状と課題を確認したうえで、未収金回収・処理に係る指針案を策定し、FCTA の承認を得る。

(支払い意思向上)

顧客満足度調査を実施し、サービス提供に関する現状と課題を確認する。更に、顧客ケアハンドブックの活用状況を確認し、顧客ケアの実施促進・モニタリ

⁹ KPIとは、無収水率、給水普及率、料金徴収率、実料金収入等を含む。

ング及び一般市民向けの啓発活動を実施する。

なお、成果 2 及び成果 3 に関する活動及び成果については、他州に共有する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

- ・ FCTWB の運営費が確保される。
- ・ FCTWB の組織体制に大きな変更が生じない。
- ・ FCTWB の職員数が大幅に削減されない。
- ・ ワーキンググループメンバーが適切に確保される。
- ・ 水道料金が大幅に改定されない。
- ・ 請求に応じて必要なデータが迅速に提供・共有される。
- ・ 違法接続に対する FCTWB の職務に変更が生じない。

(2) 外部条件

FCTWB が FCTWB 公社化法に基づき FCTA から自立する。(上位目標レベル)

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ナイジェリア国水道事業運営アドバイザー業務(2020年～2022年)の実施により、上位機関である FCTA や FCTWB の理事会等の意思決定機関の巻き込みなくして、独立採算化に向けた体制の整備は不可能であるという教訓を得ている。このため、本事業では FCTA 及び FCDA に対し、事前に本事業の目的、目指す成果及び活動などを丁寧に説明し、十分な理解を得た上で、JCC メンバーとしてプロジェクトへの関与を得ることとした。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、水道事業体の事業経営基盤の強化を通じて、安全な水の持続的な供給に資するものであり、SDGs 目標 1、目標 3 及び目標 6 に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内	ベースライン調査
事業終了 3 年後	事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 事業完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた事業完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：水道事業経営（事業計画策定、顧客管理、料金徴収、無収水対策等）に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：アフリカ及び全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2025年4月～2027年10月 工程の詳細はP0のとおり。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約56.47人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月1.9を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。
業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

2) 渡航回数を目途 全33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 顧客満足度調査

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- M/M
- R/D
- ナイジェリア国連邦首都水道公社事業管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 水道事業運営アドバイザー（2020年～2022年）業務完了報告書

2) 公開資料

➤ [The federal capital territory reduction of non-revenue water project in Federal Republic of Nigeria project final report : main report](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	C/Pの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ナイジェリア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出して下さい。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催(上限額内)のA案と対面開催(上限超過)のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費(B案の経費)とともに別途提出します。

【上限額】

290,089,000円(税抜)

※ 上記の金額は、下記(3)別見積りとしている項目、及び(4)定額計上としている項目を含みません(プロポーザル提出時の見積りには含めないでください)。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積りについて(評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示して下さい。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積りとして認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

2) 上限額を超える別提案に関する経費

3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります（9,227,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	本邦研修	第4条 業務の内容 2. 本業務にかかる事項 (2) 本邦研修・招へい	6,517,000円	報酬：5,520,200円 (事前業務(3号 0.4人月及び5号1人月で想定、提案は認めない)、及び同行(現時点では3号0.5人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可)	報酬
				直接経費：996,800円	国内業務費
2	顧客満足度調査	第6条 再委託	2,493,000円	アンケート調査、成果品を含む	再委託費
3	安全対策経費	第3条 実施方針及び留意事項 2. 本業務に係る実施方針	217,000円	警護車・警官：155,000円	一般業務費 (車両関連費)
				安全対策設備費(一式)：62,000円	一般業務費 (事務所関連費)

		及び留意 事項 (8) 安 全対策			
--	--	----------------------------	--	--	--

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

ナイジェリア内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 17,000 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逓減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)